

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい環境づくり

企業や農林漁業・商工自営業等の「働く場」において、男女が平等に個性や能力を発揮して働けるような環境の整備に努めます。また、育児・介護等に対する支援策の充実を図ります。

基本目標Ⅱ

男女がともに働きやすい環境づくり

方針1 雇用の分野における男女平等の推進

方針2 仕事と生活の調和への支援

方針3 農林漁業、商工自営業における労働環境の整備

方針 1

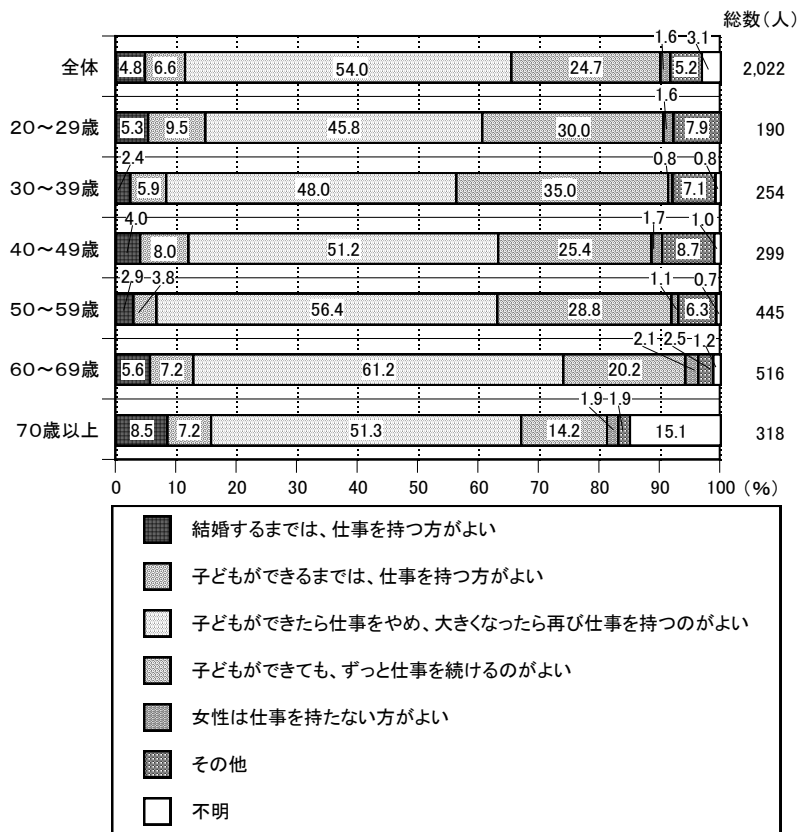
雇用の分野における男女平等の推進

●現状と課題●

- 男女共同参画社会の実現において、労働は生活の経済的基盤を形成するものであり、男女がともに自らの働きたい分野で個性や能力を発揮できる環境を整備することが重要です。
- 意識調査による女性の社会的進出の評価は、「70歳以上」を除いて年齢が高くなるほど「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つのがよい」が高くなっており、若い層ほど「子どもができて、ずっと仕事を続けるのがよい」が高く、今後はさらに女性の社会的進出に対する理解は深まっていくと予想されます。（図4参照）
- 意識調査による職場に関する男女平等意識の評価は、「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」が43.5%と約半数を占めており、「男性の方が非常に優遇されている」の20%と合わせると男性優遇と評価する意識が64%と圧倒的に高い状況です。（図5参照）
- 近年、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法の改正など法制面での充実が図られてきましたが、厳しい経済情勢により女性の就職は困難な状況にあり、また就業している人についても、性別により職種や職務分担が偏っていたり、賃金や昇進・昇格に差があるなど、依然として平等とは言えません。
- 女性は出産・育児期に退職し、子育て後に再就職するケースもあります。出産前は正社員であっても、再就職の際にはパートタイム労働となることもあり、短時間就労や多様な就労形態が可能である反面、正社員との様々な格差の問題があります。
- 本市では、女性が価値観や多様な生活スタイルに応じ、自ら主体的に選択し、個性や能力を発揮しながら安心して働くことができるよう、再就職支援、職業能力を向上する学習講座等のチラシの配布等による情報提供を行っていますが、情報の収集が十分でない上、市単独での講座等の開設も困難な面があるが、啓発活動をさらに充実させる必要があります。
- 平成19・20年度は、ハローワーク大垣の協力により、出前職業相談（1日ハローワーク）が実施でき、大勢の相談者が来庁されました。継続して、実施できるようハロー

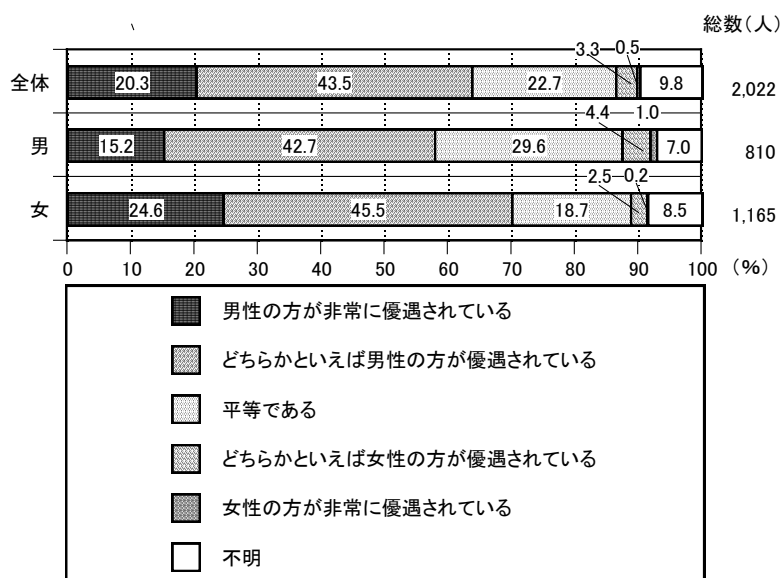
ワーク大垣に要望していくとともに、他の機関とも連携を強化していく必要があります。

図4 年齢別「女性の社会的進出の評価」



資料：平成22年海津市のまちづくりに関する市民意識調査

図5 「職場に関する男女平等意識評価」



資料：平成22年海津市のまちづくりに関する市民意識調査

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①男女の均等な雇用機会の確保と推進
- ②女性の職業能力発揮のための支援

施策の方向1 男女の均等な雇用機会の確保と推進

国や県、関係機関等との連携を図り、事業主に対して男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行って周知し、労働条件の改善及び雇用、就労の場における男女平等が実現されるようにします。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------------|---|----------|----------------|
| ①事業主に対する法制度に関する情報提供 | 事業主に対して、男女雇用機会均等法をはじめとする労働関連法令の情報提供を行い、法改正などを周知します。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ②働く男女への法制度に関する情報提供 | 労働者に対して、労働に関する法令の普及啓発や労働条件に関する改善等の情報提供を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ③雇用・労働に関する相談機会の提供 | 国や県、関係機関等と連携し、雇用や労働に関する相談機会の提供とともに、相談窓口等の情報提供などを進めます。 | 雇用支援事業 | 商工観光課 |

施策の方向2 女性の職業能力発揮のための支援

女性がその能力を十分に発揮するため、研修等に参加するよう意識啓発や情報の提供等の働きかけを行います。また、結婚や出産等で退職した女性が再就職を希望する場合に、事業主が再雇用する制度を設ける等の啓発を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|--------------|--|------------|----------------|
| ①就業支援機関の情報提供 | 女性に対して、県など関係機関等が行う職業能力の向上を図る研修等の情報提供を行います。 | その他商店街支援事業 | 商工観光課 |
| | | 男女共同参画啓発事業 | 企画政策課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------------------|---|----------|----------------|
| ②女性の起業支援のための情報提供 | 起業を目指す女性に対して、起業に関する情報提供を行います。また、ハローワーク大垣に出前職業相談の実施を要望します。 | 雇用支援事業 | 商工観光課 |
| ③女性の再就職の支援など雇用環境の整備に関する啓発 | 結婚や出産等で退職した女性を再雇用する制度を設ける等、事業主への啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |

方針 2

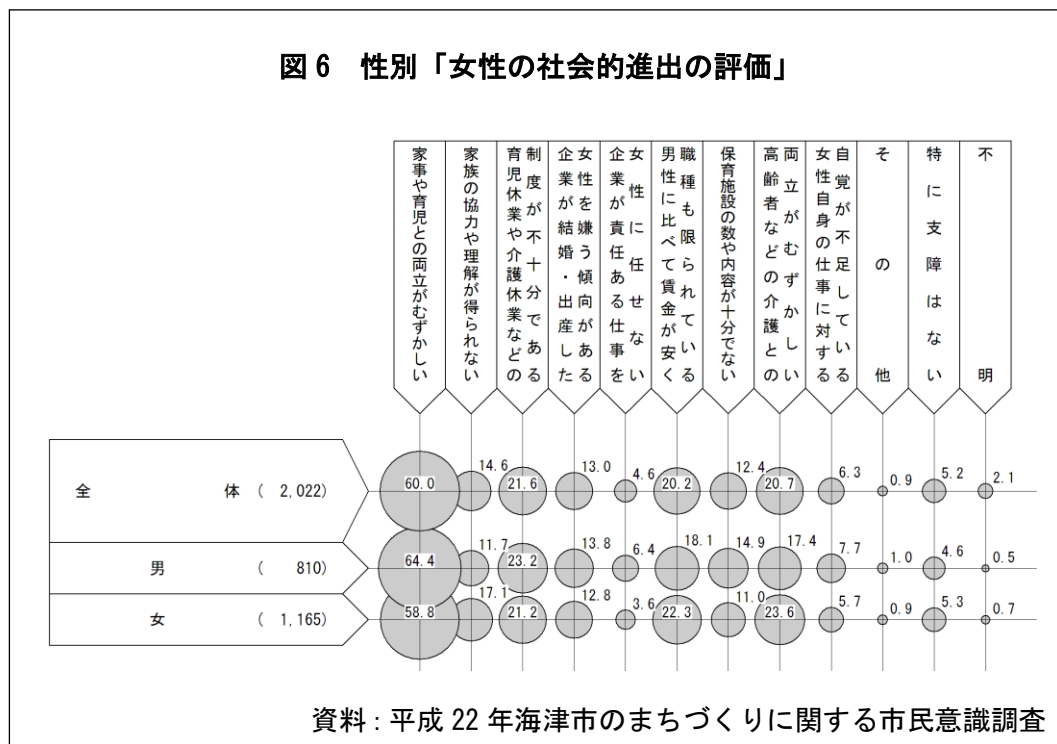
仕事と生活の調和への支援

●現状と課題●

- 仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていく上で重要なものです。
- 意識調査によると、女性が仕事を持ち続けていくうえでの支障として、「家事や育児との両立がむずかしい」が60%と際立って高く、以下「育児休業や介護休業などの制度が不十分である」、「高齢者などの介護との両立がむずかしい」、「男性に比べて賃金が安く、職種も限られている」がいずれも20%強となっています。（図6参照）
- 働く女性の家事・育児の軽減措置が重要だと言えますが、これは各家庭での夫婦の協力体制や企業の勤務体制・雇用条件の改善が不可欠で、市行政のみでは解決が難しい課題です。
- 平成22年10月実施の男女共同参画に関する事業所アンケートによると、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に、市内の事業所で育児休業を取得した男性、介護休業を取得した者(男女ともに)は皆無となっています。
- 仕事とバランスのとれた生活を実現するためには、その基礎となる家庭において家族が協力し、支え合いながら子育てや介護を担うとともに行政サービスを充実させていく必要があります。
- 本市の子育て支援対策は、保育サービスの充実などを盛り込んだ「次世代育成支援後期行動計画」に基づいて、計画的に実施しており、男女共同参画の視点に留意しつつ着実な計画の推進が期待されます。
- 障がい児を持つ保護者の就労支援や家族の負担軽減を目的として、特別支援学校や支援学級等に通う児童の一時預かりを実施しています。本事業を的確に実施していくためには、保護者に対して学校と行政とNPO等の支援組織との一層の緊密な連携・サポート体制を確立していく必要があります。
- 本市の介護支援対策は、「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて計画的に実施しており、引き続き男女共同参画の視点に留意しつつ着実な計画の推進が期待されます。
- 就業者の育児・介護休業は、育児・介護休業法等の改正によって整備されてきていますが、特に男性については、ほとんど活用していない状況であり、企業と連携して一層の意識啓発を行う必要があります。

- 育児・介護休業などの制度の普及のほか、多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立を図る環境づくりを市内の企業に働きかけることも必要です。
- ひとり親家庭は、生活費を得るため、ほとんどの場合、親が働くことにはなりますが、特に母子家庭は、非正規雇用者となる場合が多く、経済的に不安定な状況におかれています。このような家庭が自立して生活できるよう就労支援や経済的支援を行っていく必要があります。また、ひとり親家庭においては、周囲に相談者がいないために孤立してしまうことなどが懸念されます。

図6 性別「女性の社会的進出の評価」



以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

- ①育児との両立支援策の充実
- ②介護との両立支援策の充実
- ③ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援
- ④ひとり親家庭への支援の充実

施策の方向 1 育児との両立支援策の充実

子どもを持つ家庭の男女が、ともに育児と仕事を両立していけるよう子育て支援体制の整備・充実を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|------------------------------------|---|--|----------------|
| ①育児休業制度の啓発 | 広報等さまざまな媒体を活用して、育児休業制度の普及啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ②男性への育児休業取得の働きかけ | 女性だけでなく、男性も積極的に育児休業制度を活用し、男女が協力して子育てできるよう市内事業所等へ働きかけを行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ③次世代育成支援行動計画の数値目標のある保育サービスなどの着実な遂行 | 男女ともに、仕事と家庭の両立ができるように、保育サービスなど数値目標のある事業の目標達成に向けて、社会環境の整備を着実に進めます。 | 特別保育事業 (延長保育、低年齢児保育、一時預かり事業) ----- 病児保育事業 ----- 休日保育事業 ----- 地域子育て支援拠点事業 ----- 留守家庭児童教室運営事業 ----- ファミリーサポートセンター事業 | こども課 |
| ④障がい児等の放課後対策の実施 | 特別支援学校等に通う児童を対象として、放課後・長期休暇中に一時預かりを実施することにより、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。 | 海津市障がい児タイムケア事業 | 障害福祉課 |

施策の方向 2 介護との両立支援策の充実

親の介護について、男女がともに担っていくことができるよう、事業主に対して介護休業制度の啓発に努めるとともに、家庭においても介護の負担が軽減できるよう介護給付サービスの充実を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------------------------------|--|-----------------------------------|----------------|
| ①海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の介護給付サービスの着実な実施 | 男女ともに、仕事と介護の両立ができるように、介護給付事業を着実に実施します。 | 介護保険給付事業(居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス) | 高齢福祉課 |
| ②介護休業制度の啓発 | 広報等さまざまな媒体を活用して、介護休業制度の普及啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |

施策の方向3 ライフスタイルに応じた多様な働き方の支援

多様な働き方が選べる条件整備、男女の働き方の見直しなど、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る環境づくりを企業に働きかけるとともに、様々な制度について市民へ啓発・普及を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|----------------------|--|----------|----------------|
| ①多様な働き方に関する事業主への情報提供 | 事業主に対して、多様な働き方のできる制度に関する情報提供を推進します。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ②一般事業主行動計画の啓発 | 広報等さまざまな媒体を活用して、次世代育成支援一般事業主行動計画策定に関する市内事業所への普及・啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |
| ③労働条件改善のための啓発 | 県の「早く家庭に帰る日」の普及啓発等による「時間外勤務の制限」や、有給休暇の取得、フレックスタイム制度などの導入、働く女性の母性の保護、健康管理の徹底などについて、事業主等への啓発を行います。 | 労働環境改善事業 | 商工観光課 |

施策の方向4 ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が自立して、地域で生活できるよう相談や就労・経済支援を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|------------------|---|----------------------------|----------------|
| ①ひとり親家庭の相談窓口の設置 | ひとり親家庭が、自立して生活ができるように、母子自立支援員を設置して、随時、相談・指導を行います。 | 母子自立支援員設置事業 | 福祉総務課 |
| ②ひとり親家庭への就労支援の実施 | 就労のための技能習得や資格習得に対して給付金を支給します。 | 教育訓練給付金事業 高等技能訓練促進給付金事業 | 福祉総務課 |

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|---------------|--|------------|----------------|
| ③ひとり親家庭への経済支援 | ひとり親家庭が、自立して生活ができるよう、所得に応じて児童扶養手当の支給や医療費の助成をします。 | 児童扶養手当支給事業 | 福祉総務課 |
| | | 福祉医療費助成事業 | 障害福祉課 |

方針 3

農林漁業、商工自営業における労働環境の整備

●現状と課題●

- 農業就業人口は、全体の約6割を女性が占め、女性は農業の重要な担い手となっています。
- 農林漁業者や自営業者は、畜産業をはじめとして家族経営で行っていることが多く、そこに携わる女性は、農作業等以外にも家事や育児を担っており、労働条件や待遇が不明確である上、社会保障も国民年金だけであり、厚生年金と比べて受給額が低くなっています。特に、経営に参画している女性は少なく、経営に女性の能力が十分に生かされているとはいえません。また、農業に携わる女性は、外部との情報交換の場が少ないのも現実です。このため、農林漁業や商工自営業においても、男女がともに担い手として意欲と能力を生かせる環境づくりを進める必要があります。
- 平成22年度現在、市内女性の認定農業者※1は若干名です。今後、共同経営をしている女性も経営に参画できるよう、さらに制度の啓発活動が必要です。
- 老後の生活の安定を図るため、国民年金の上乗せ保障として農業者年金に農家の女性が加入するよう、各戸を訪問して加入促進に努めています。
- 本市では、これまでに女性の農業委員が選出されておらず、推薦枠の活用や選挙への立候補など働きかけが必要です。

※1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく制度。経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切である、②その計画の達成される見込みが確実である、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、といった基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

以上のことから、当該計画期間における施策の方向は次のとおりです。

① 家族就労者の労働環境の改善

施策の方向 1 家族就労者の労働環境の改善

農林漁業や商工自営業などに従事する女性の労働条件が改善されるよう啓発や情報提供を行います。

| 具体的施策 | 内 容 | 事務事業名 | 担 当 課 (関係課) |
|--------------------|---|------------------------------------|----------------|
| ①女性の認定農業者登録への働きかけ | 共同経営をしている女性へ認定農業者登録を働きかけます。 | 近代化資金等利子補給金事業 | 農林振興課 |
| ②女性の農業者年金への加入指導 | 農業者の老後の生活を保障する農業者年金に女性も加入するよう農家へ訪問指導し促進します。 | 農業委員会運営事業 | 農業委員会 |
| ③家内労働に従事する女性への情報提供 | 商工自営業の女性従事者等に対する情報提供を行います。 | 商工会支援事業 (商業) 商工会支援事業 (工業) | 商工観光課 |